社会福祉法人四恩会 職員倫理綱領

はじめに

社会福祉法人四恩会に所属する全ての役職員は、利用者が日々暮らしていく中で、利用者の人権が完全に尊重されることを根底に据え、利用者一人一人の人生に職業として関わり、そして支援している事を誇りとともに謙虚に受け止め、利用者の人権を守り、その人らしい人生をサポートしていくことを目的として倫理綱領を定める。

基本理念

- 1. 利用者の人格、生活史そして要求を尊重し、福祉サービス利用によって本人並びに関係者の利益が損なわれないよう、利用者を充分理解すること。
- 2. 利用者には、社会生活上の知識や文化的な刺激を受けることができるよう積極的な支援を展開すること。
- 3. 利用者をありのままに受容し、共感し、共に生きる心を持った役職員であること。

倫理綱領

第1条

私たち役職員は、利用者に対していかなる理由があっても権威的にならず、暴力・暴 言は絶対行わない。

第 2 条

私たち役職員は、利用者の個性を理解し、利用者自らが選択、決定したことを最大限尊重し、常に対等な立場で誠実に対応しなければならない。

第3条

私たち役職員は、利用者の障害の状態、行動、性格、年齢、性別その他いかなる理由によっても差別してはならない。

第 4 条

私たち役職員は、利用者が地域の中で市民として生活していくために、常に地域の理解と関わりを得られるように努めなければならない。

第 5 条

私たち役職員は、利用者のプライバシーの保護、秘密保持、財産管理そして私的空間 及び時間の確保に配慮しなければならない。

第6条

私たち役職員は、常に利用者の声を傾聴し、悩んでいるとき、あるいは利用者から支援を求められたときは、適切に解決するよう努力しなければならない。

第7条

私たち役職員は、利用者への励ましと賞賛を忘れず、一人一人が安心と誇りを持って 生活できる環境を、利用者とともにつくりあげていかなければならない。

第8条

私たち役職員は、支援者として必要な専門性を高める為、常に自己研鑽しなければならない